復興事業に係る埋蔵文化財発掘調査について

宮古市教育委員会事務局文化課

1　宮古市における復興事業にかかる発掘調査

宮古市教育委員会事務局文化課では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を同年の5月18日から開始した。これは、津波被災者の自力住宅再建に伴う田老地区での樫内Ⅰ遺跡の発掘調査だった。この発掘調査は、県内の被災地の中でもいち早く実施されたものであったため、全国的にも注目を浴びマスコミにも取り上げられた。

高台移転地の発掘調査の様子　千鶏Ⅲ遺跡（平成25年度）

これを契機に平成23年度は、被災者の住宅再建に伴う調査を15件（試掘調査11件、本調査4件）、被災した民間会社の工場再建に伴う試掘調査1件の計16件の調査にあたった。また、平成23年度は、急増する試掘調査に対応するために9月から埋蔵文化財調査員（非常勤）2名を採用し、調査体制の整備を行った。

平成24年度は、被災者による住宅再建のほか、下半期からは防災集団移転促進事業や漁業集落防災機能強化事業、災害公営住宅事業等の公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を開始した。この後、公共事業に伴う発掘調査は、津軽石地区の津波復興拠点整備事業、高台移転地から幹線道路に抜ける市道整備に伴う調査と順次実施された。平成24年度からは、発掘調査の専門職員の派遣を受けるとともに、任期付職員を2名採用し、調査体制をさらに整備し、16件（試掘調査8件、本調査8件）の調査を行った。

平成25年度・26年度は、派遣職員の増員も行い調査を実施してきた。調査件数は、平成25年度が22件（試掘調査10件、本調査12件）、平成26年度が10件（試掘調査7件、本調査3件）となっている。平成25年度の後半からは、復興事業以外の通常事業に伴う発掘調査が増加してくる状況となってきた。

こういった状況を経て、平成27年度は高台移転や個人住宅関係の調査はほぼ終息し、高台移転地から幹線道路に至る市道整備事業に伴う調査のみの実施となった。調査件数は4件（試掘調査1件、本調査3件）であるものの、新設の道路整備であったため調査対象面積が広く、派遣職員の支援のほかに岩手県埋蔵文化財センターの協力も得ながら調査にあたった。

平成23年度から開始したこれら一連の復興事業関係の発掘調査は、各事業者や被災者の計画や希望を優先し、可能な限りその要望に応えるための調査現場の進行を優先的に行ってきた。調査に当たっては、職員の増員に加え、最新の測量機器を導入するなどして迅速かつ効率的に進める方法を随時検討し実施してきた。そして、平成27年12月の赤前地区での調査終了により、復興事業関係の発掘調査は、復興工事に大きな影響を及ぼすことなく、ほぼ終息の状況となった。

平成28年度以降は、発掘調査した遺跡の資料整理及び発掘調査報告書の刊行に向けた業務となっている。

2　宮古市における復興事業にかかる発掘調査の課題と対応

復興事業にかかる調査件数の大幅な増加に伴い、届出関係や照会業務等にかかる事務量の増大も想定され、これらを円滑かつ迅速に実施していく必要があった。その中で様々な課題に直面したが、国や県などの支援もあり次のような対応を行った。

宮古市教育委員会で実施した発掘調査の年度別件数（平成18年度～平成27年度）

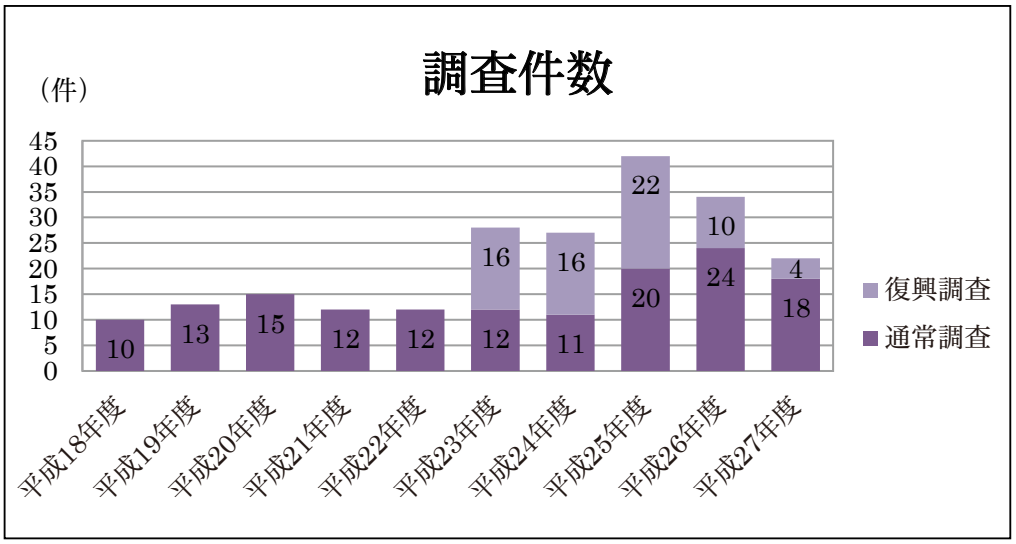

復興事業にかかる埋蔵文化財調査件数の一覧表（平成27年度末段階）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27 年度	合計（件）
試掘調査	12	8	10	7	1	38
本調査	4	8	12	3	3	30
計	16	16	22	10	4	68

年　　度	課　　題	対　　応
平成23年度 ～平成27年度	埋蔵文化財調査の体制整備	・試掘調査に対応する埋蔵文化財調査員（非常勤）の採用（平成23年度） ・任期付職員の採用（平成25年度） ・専門職員（調査員）の派遣要請 ・一部の調査を岩手県教育委員会及び岩手県埋蔵文化財センターに委託
平成23年度	埋蔵文化財調査にかかるマスコミ報道への対応	・現場での混乱を避けるために、取材等の対応は、調整担当の方で一元的に管理をし、情報の錯綜や誤解のないように努めた。
平成23年度 ～平成24年度	埋蔵文化財調査作業員の不足	・作業員の賃金単価を上げるとともに、ハローワークにて公募を続けた。 ・各現場の調査進行状況に合わせ作業員を集中及び拡散させた。
平成23年度 ～平成24年度	重機（バック・ホー）の不足	・復旧作業の合間を縫って１日、２日単位で借上げた。 ・単価が割高でも借上げた。
平成23年度 ～平成27年度	埋蔵文化財関係事務量の増加 （照会対応、確認、伝票作成と処理など）	・平成24年度に事務補助員（期限付臨時職員）を採用するとともに埋蔵文化財調査員１名を事務にあてた。
平成23年度 ～平成27年度	市民や民間事業者への広報と周知	・遺跡分布図を本庁の窓口や各総合事務所、出張所、公民館、図書館等の市民の集まる場所での公開を行い、市民からの問い合わせにいつでも対応できるようにした。
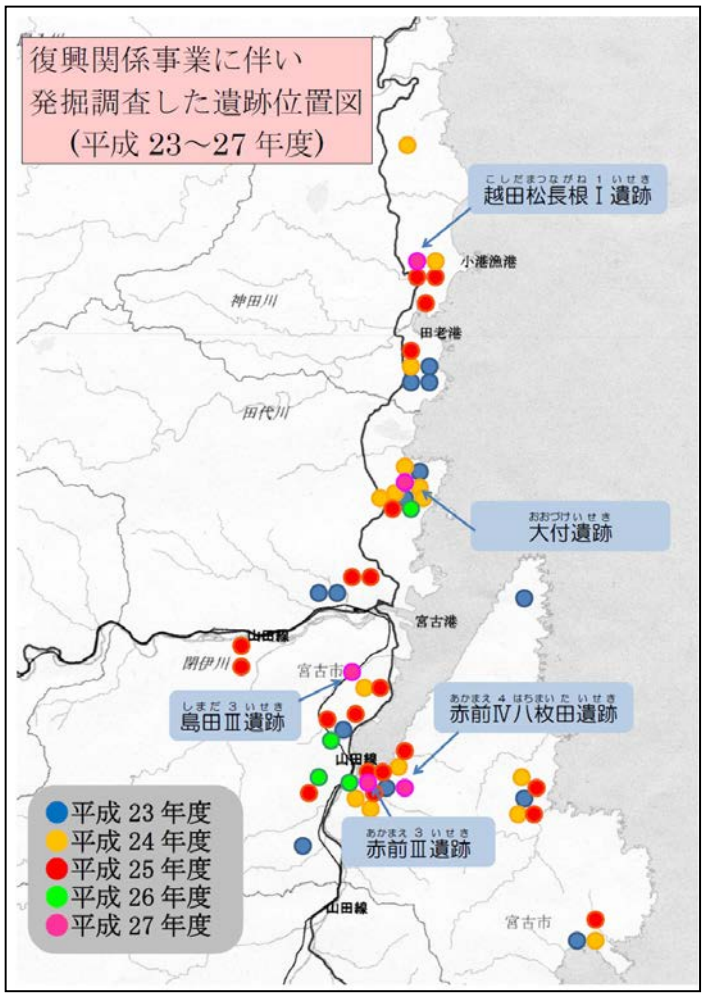
		・「広報みやこ」への周知記事の掲載。 ・事業者向けに「埋蔵文化財の取扱いについての説明会」の開催。 ・現地説明会や企画展、報告会等の公開活用事業を開催。
平成24年度 ～平成27年度	派遣職員との調査方法の違い	・基本的な部分の「宮古市の発掘調査マニュアル」を作成 ・宮古市の調査員と派遣職員の組み合わせで調査を実施
平成24年度 ～平成27年度	調査の迅速化と効率化	・最新の測量機器などの導入 ・調査が集中する沿岸部（崎山地区）に仮設事務所を設置する。 ・公用車の長期リースとレンタカーの借上げ（～平成27年度）
平成24年度 ～平成26年度	通常の文化財保護業務と復興調査の両立	・職員の業務分担の徹底 ・公開活用事業等は、調査量が激減する冬期間に実施する。
平成27年度～	発掘調査の資料整理及び調査報告書の刊行	・事業課分も含め25の遺跡の報告書刊行について、復興期間終了となる平成32年度までに刊行する計画を立てた。 ・整理作業の段階で民間等に委託できるものは委託する。